

研鑽実績の点数(ポイント)換算基準及び資格基準並びに申請料

1. 研鑽実績の点数(ポイント)化

本学会の行事と日本科学技術連盟または日本規格協会の行事を分けて、次のように点数(ポイント)化する。

(1) 本学会の行事

品質誌での論文等の発表(査読あり).....	5点
品質誌への記事等の投稿(査読なし).....	4点
シンポジウムや研究発表会等での発表(査読あり).....	4点
シンポジウムや研究発表会等での発表(査読なし).....	3点
シンポジウムや研究発表会等への一般参加.....	1点
事業見学会, 講演会, 講座, クオリティトーク等への一般参加.....	1点
研究会や委員会等の運営への一般参加.....	1点
各種行事の企画への一般参加.....	1点

(2) 日本科学技術連盟または日本規格協会の行事

雑誌等での論文等の発表(査読あり).....	4点
雑誌等への記事等の投稿(査読なし).....	3点
シンポジウムや研究発表会等での発表(査読あり).....	3点
シンポジウムや研究発表会等での発表(査読なし).....	2点
シンポジウムや研究発表会等への一般参加.....	1点
事業見学会, 講演会, 講座などへの一般参加.....	1点
研究会や委員会等の運営への一般参加.....	1点
各種行事の企画への一般参加.....	1点

2. 資格の基準

品質技術者として認定するための品質管理検定(QC検定)の合格級と点数(ポイント)の基準は、原則として、以下とする。

過去5年以内に以下の点数(ポイント)を取得したものを認定対象とする。

(1) 上級品質技術者

- ① 品質管理検定(QC検定)1級の合格者であること。
- ② 点数(ポイント)を10点以上取得したものの。

(2) 品質技術者

- ① 品質管理検定(QC検定)2級以上の合格者であること。
- ② 点数(ポイント)を8点以上取得したものの。

3. 申請料

申請料は3,000円とする。継続申請料は1,000円とする。

4. その他

上記1.に定める点数(ポイント)化以外の申請があった場合は、その都度、庶務委員会が審議し、点数(ポイント)を決定する。